

第17回

長崎県地域年金事業運営調整会議資料

令和3年7月



日本年金機構

Japan Pension Service

目次

1 . はじめに	1 P
2 . 地域年金展開事業の概要	2 ~ 4 P
3 . 令和2年度事業実施結果報告（令和2年4月～令和3年3月）	5 ~ 23 P
4 . トピックス	24 ~ 28 P
(1) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応	
(2) オンラインビジネスモデルの推進	
5 . 令和3年度事業計画	29 ~ 34 P
6 . 参考資料	35 ~ 52 P
(1) 令和3年度の年金額改定	
(2) 令和2年 年金制度改正の概要（一部抜粋）	
(3) 国民年金・厚生年金保険にかかる主な実績指標（全国）	
(4) 長崎県の国民年金・厚生年金保険の状況	
(5) 年金委員数の推移（令和2年4月～令和3年3月）	
(6) 令和2年度 長崎県内 年金セミナー開催実績一覧表	

1 . はじめに

委員の皆様には、平素より公的年金制度の運営に多大なるご理解・ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

令和2年度は、年度当初から新型コロナウイルス感染症の影響を受け、滞納処分や戸別訪問等の対面を主とした業務を原則中止にするなど、多くの制約がある中での事業運営を余儀なくされました。

地域年金事業運営調整会議についても、本来であれば地域年金展開事業や国民年金事業等について委員の皆様からご意見やご助言を賜り、議論を重ねる貴重な機会でありましたが、書面による開催が続いている状況です。

こうした中、日本年金機構では、令和2年6月に「日本年金機構における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、お客様の安心・安全を確保するため広範な感染症対策を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があった被保険者や事業主に対しては、「国民年金保険料免除等に係る臨時特例措置」や「厚生年金保険料等の納付猶予特例」をご案内するなど、適切かつ迅速に対応してまいりました。

現在も厳しい状況が続いておりますが、長崎県における地域年金展開事業については、「市区町村や関係機関との連携強化」「オンラインを活用した地域年金展開事業の推進」「年金委員活動の活性化、委嘱拡大」の3点を重点取組事項に位置づけ、長崎県内年金事務所統一の実施方針を策定し、計画的に取組を進めております。

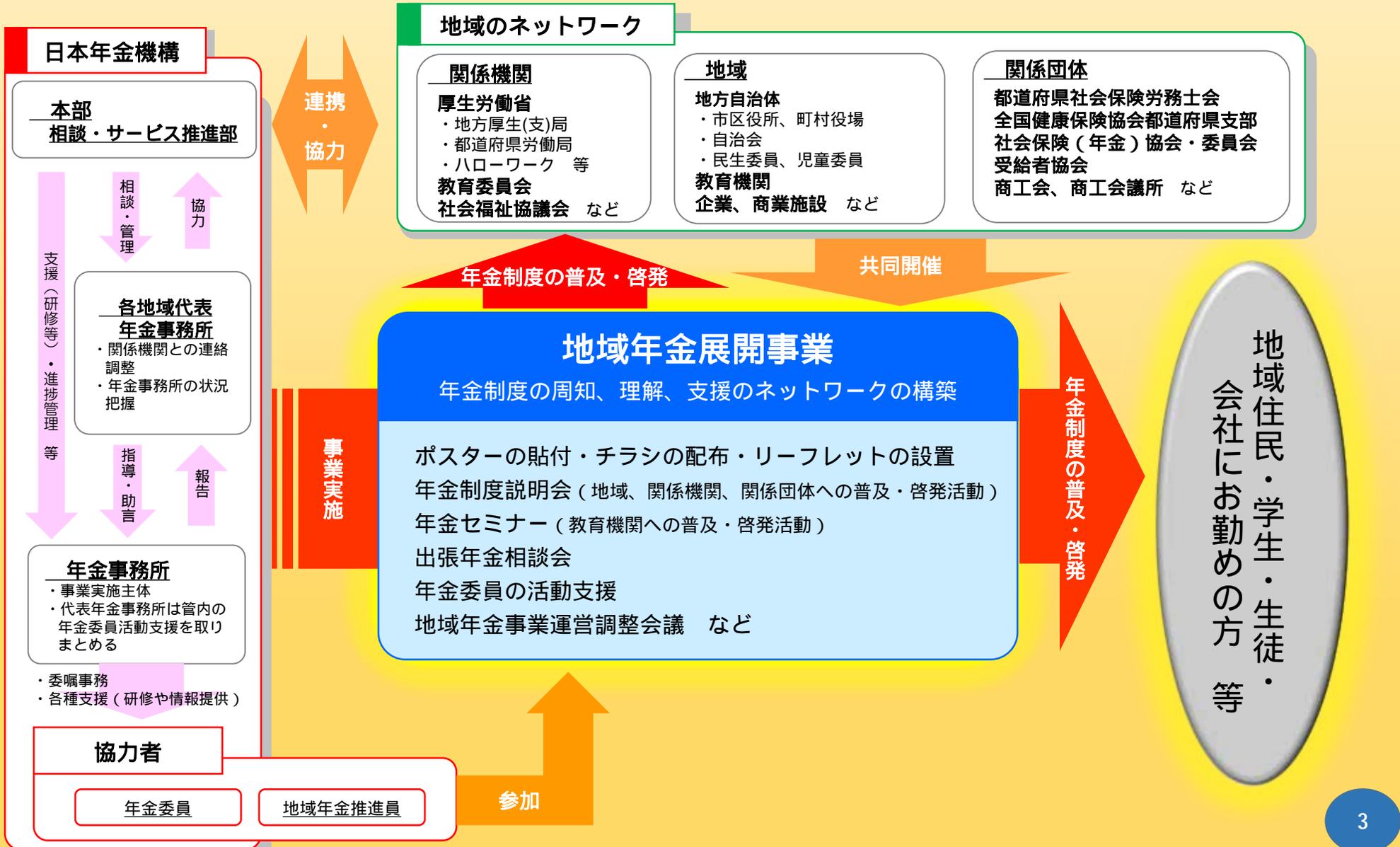
特に、新しい生活様式の実践に役立つお客様サービスとして、Web会議ツールを活用した年金セミナーの開催や、電子申請・ねんきんネットの利用促進に努めてまいります。

今後も、委員の皆様のお力添えをいただきながら、地域年金展開事業をより一層推進し、年金制度に対する正しい知識と理解を深め、制度加入や保険料納付に結びつけることで、日本年金機構の令和3年度組織目標である「社会の安定・安心への貢献」の実現に向け邁進してまいります。
引き続き、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

日本年金機構 長崎南年金事務所長
櫻山 俊弘

2 . 地域年金展開事業の概要

地域年金展開事業の概要



地域年金展開事業の主な取組

公的年金制度の普及・啓発や国民年金保険料収納率の向上等のため、関係機関との連携協力のもと、「年金制度説明会」や「年金セミナー」「出張年金相談」等を実施します。

また、日本年金機構が取り組む公的年金制度の普及・啓発活動について、都道府県ごとに関係者や有識者からなる「地域年金事業運営調整会議」を開催し、事業推進の意見や助言を伺います。

地域連携事業

職員が自治体や民間企業、関係機関、関係団体等に対し、オンラインまたは対面により、事務担当者や従業員・所属員・加入員向けの年金制度説明会を実施。
市役所・町役場の広報誌や行事等を通じ、年金制度や日本年金機構が行う事業の周知、ポスター・チラシの掲示や設置、配布の依頼等。

年金セミナー事業

年金事務所職員が大学や短大、専門学校、高校等に対し、オンラインまたは対面により、学生・生徒向けの年金セミナーを実施。もしくは年金セミナー用動画（DVD）を配付。
大学での年金相談、学生納付特例制度の申請窓口の開設、パンフレットの掲示や設置、配布の依頼等。

地域相談事業

年金事務所から遠方の地域住民の利便性やニーズに応えるため、市役所・町役場や大規模商業施設、イベント会場等で、出張年金相談や免除申請窓口を開設。

年金委員 活動支援事業

年金委員を対象とした研修会の開催や、各種冊子・チラシなど活動に役立つ情報を提供。

地域年金事業 運営調整会議

公的年金制度の普及・啓発などの検討や年金事務所が行う事業への意見・助言を行うため、学識経験者や関係機関の職員などを委員として都道府県単位で設置。

3 . 令和 2 年度事業実施結果報告

(令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月)

○地域連携事業

計画	実績	総括及び課題																														
<p>窓口へのポスター掲示等</p> <p>広報誌への記事掲載</p> <p>市町村職員への研修</p> <p>市町・官公庁</p>	<p>市町や官公庁に対し、年金生活者支援給付金や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各種対策に関するポスターの掲示及びリーフレットの設置等を依頼し、地域住民への周知広報を実施した。</p> <p>また、市町や年金委員に日本年金機構アニュアルレポートを送付し、事業運営の状況や目標の達成状況について報告を行った。</p> <p>市町広報誌へ年金に関する記事を提供（出張相談日程等）し、地域住民への広報を行った。</p> <p>市町職員への研修会を下記のとおり実施</p> <table border="1" data-bbox="538 725 1425 1068"> <thead> <tr> <th>事務所</th> <th>実施月</th> <th>実施回数</th> <th>対象市町</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎南</td> <td>12月</td> <td>1回</td> <td>管内1市町</td> <td>8名</td> </tr> <tr> <td>長崎北</td> <td>10～12月</td> <td>5回</td> <td>管内5市町</td> <td>38名</td> </tr> <tr> <td>佐世保</td> <td>6～8月</td> <td>2回</td> <td>管内2市町</td> <td>9名</td> </tr> <tr> <td>諫早</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>8回</td> <td>8市町</td> <td>55名</td> </tr> </tbody> </table> <p>外国人のお客様が年金に関する相談で市町窓口に来られた際に市町職員とお客様が受話器を交互に受け渡し、通訳業者と会話することで窓口対応を可能とする「多言語サービス」を導入した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入日 令和2年10月1日 ・対応言語 10か国語 ・利用市町・数 長崎市・2件 	事務所	実施月	実施回数	対象市町	参加者数	長崎南	12月	1回	管内1市町	8名	長崎北	10～12月	5回	管内5市町	38名	佐世保	6～8月	2回	管内2市町	9名	諫早					合計		8回	8市町	55名	 <p>「年金生活者支援給付金制度」ポスターのイメージ。高齢者の女性が給付金の手紙を受け取っている様子。ポスターには「対象者の方にはこの封筒が届きます。」とあり、対象者の条件や受取方法が記載されている。</p>  <p>アニュアルレポート2019年次報告書のイメージ。手と未来（FUTURE）と信頼（TRUST）のイラストが描かれている。報告書のタイトルは「アニュアルレポート 2019年次報告書 2019年4月～2020年3月」。</p>
事務所	実施月	実施回数	対象市町	参加者数																												
長崎南	12月	1回	管内1市町	8名																												
長崎北	10～12月	5回	管内5市町	38名																												
佐世保	6～8月	2回	管内2市町	9名																												
諫早																																
合計		8回	8市町	55名																												

計画

市町担当職員向け情報誌の配布

税務署へのチラシの設置

市町・官公庁

実績

情報誌「かけはし」の配布に長崎県の広報内容を追加し、各市町へ送付した。
送付時期：5月、7月、9月、11月、1月、3月（奇数月に送付）

確定申告に必要な「年金受給者にかかる源泉徴収票」及び「国民年金被保険者にかかる社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の再発行に係る協力依頼について、チラシ設置の協力要請を実施

年金受給者の皆様へ

源泉徴収票の交付申請方法のお知らせ
国民年金については共通情報にお尋ねください

新型コロナウイルス感染防止のため、**非対面の申請方法を推奨**しております。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

非対面 基礎年金番号をお知らせ下さい、約2週間程度で届きます。

電話の場合 「ねんきんダイヤル」 ☎0570(05)1165
050から掛かる電話がおかけになる場合は03-6700-1165
※お急ぎの場合は直接年金事務所へご連絡ください

非対面 「ねんきんネット」から交付申請ができます。
https://www.nenkin.go.jp/n_net/
※税務番号等で確定申告書を作成する場合には、「ねんきんネット」の電子源泉徴収票も使用できます。

年金事務所へ来所される場合 本人確認書類を持参してください。
運転免許証・マイナンバーカード等
※代理人が来所される場合は、本人の委任状が必要です。
※委任状はホームページよりダウンロードできます。
※あらかじめ源泉徴収票の交付申請書に記入していただく必要があります

お知らせ
 確定申告書等については、税務署へ提出する際、マイナンバーの記載+本人確認書類の提示又は写しの提出が必要です。

日本年金機構 ○○年金事務所 お客様相談室
 〒000-0000
 ○〇番〇〇区〇〇1-2-3
 ☎0000-0000-0000

音声案内が流れます
 最初に ①を押し、再度音声案内が流れます
 続けて②を押してください

令和2年中に国民年金保険料を納めた皆様へ

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の再交付申請方法のお知らせ

新型コロナウイルス感染防止のため、**非対面の申請方法を推奨**しております。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

非対面 基礎年金番号をお知らせ下さい。「ねんきん加入者ダイヤル」 ☎0570(003)004
050で掛かる電話でおかけになる場合は
約2週間程度で届きます。
※お急ぎの場合は直接年金事務所へご連絡ください

非対面 「ねんきんネット」から再交付申請ができます。
https://www.nenkin.go.jp/n_net/
「ねんきんネット」への登録方法→裏面へ

年金事務所へ来所される場合 提出期限が満ちている方は即日交付できます。
本人確認書類を持参してください。
運転免許証・マイナンバーカード等
※代理人が来所される場合は、本人の委任状が必要です。
※委任状はホームページよりダウンロードできます

お知らせ
 確定申告書等については、税務署へ提出する際、マイナンバーの記載+本人確認書類の提示又は写しの提出が必要です。

日本年金機構 ○○年金事務所 国民年金課
 〒000-0000
 ○〇番〇〇区〇〇1-2-3
 ☎0000-0000-0000

音声案内が流れます
 最初に ②を押し、再度音声案内が流れます
 続けて③を押してください

総括及び課題



これまでと同様に、各種制度の周知並びに情報提供について、市町及び関係団体と協力しながらコロナ対策を踏まえ実施することができた。

国民年金事業については、各市町との緊密な連携、協力が不可欠なため、研修会や意見交換の機会を更に進めていく必要がある。

計画

実績

総括及び課題

社会保険労務士会

長崎県社会保険労務士会との協議

会員への研修

- ・長崎県社会保険労務士会との連絡会議（毎月初旬）
参加者：長崎南副所長と社労士会事務局長等
主な議題：窓口運営委託事業
- ・年金相談センター長崎オフィスとの連絡会議（2月に1度）
コロナ感染拡大防止対策のためオフィス長と副所長との間で3回の電話会議（5月、7月、9月、10月）
通常体制での連絡会議（12月、3月）
- ・情報共有が必要な事項については、随時協議を開催

社労士への研修は下記のとおり実施した

- ・他に事務所の月次及び週次の時間外職員研修に社労士が任意参加

日時	場所	主な議題	参加者数
10月1・8日	長崎南	第三者行為について	2名

今後大きな制度改正を控え、機構の事業推進には社会保険労務士会との連携が不可欠であり、さらに協力連携を進めていく。

全国健康保険協会

定期的な連絡調整

若手への研修

健保事業連絡会議を下記のとおり開催した

参加者：長崎県内事務所長、全国健康保険協会長崎支部長及び部長等

	実施日	内容	参加数
長崎県	11/26	委員表彰式・研修会について 機構・けんぽ交流研修会	10名
県計	1回	-	10名

「日本年金機構・協会けんぽ交流研修会」を計画していたが、コロナ感染拡大防止対策のため実施を見送った。

4月開催予定であった会議についてはコロナ感染拡大防止対策のため実施を見送った。

厚生年金保険の適用に伴う保険証の発行や健康保険の給付と年金の給付など、相互に関連する業務について理解を深めることは、お客様サービスの観点からも非常に重要であることから、引き続き連携強化を図る。

研修を通じお互いの事業内容の理解を深め、視野を広げることは重要であり今後も更なる協力連携を進めるため、令和3年度においても研修会を開催することとした。

計画

実績

総括及び課題

全国健康保険協会

健康保険協会と共催した年金委員表彰式の実施

年金委員・健康保険委員表彰式（11/27長崎県農協会館）
 主催：日本年金機構・全国健康保険協会・社会保険委員会
 後援：社会保険協会
 （詳細は、20ページを参照）

年金委員表彰式は以前より合同で開催している。
 新型コロナウイルス感染症の影響により集合による研修会の開催が難しい中、オンラインの活用を含め、広く情報提供できる方法を検討する必要がある。

社会保険委員会

長崎県社会保険委員会の会議での年金制度説明及び事業協力要請

長崎県社会保険委員会と事業連携し、年金制度の説明を行うと共に事業協力を要請（出席：所長、副所長等）

委員会名	日程	内容	参加者
長崎南支部	7月17日	年金制度改正、電子申請、ねんきんネット	7名
長崎北支部	9月11日	年金制度改正	7名
佐世保支部			
諫早支部			
長崎県	7月29日	長崎県社会保険委員会理事会 年金制度改正	18名
	11月27日	長崎県社会保険委員会臨時理事会 電子申請、ねんきんネット	18名
	3月23日	長崎県社会保険委員会支部長会議 適用拡大、テレビ電話年金相談事業	8名
県計	5回		58名

長崎県内のすべての地区において委員会活動が図られているが、コロナ感染拡大防止対策のため実施を見送った支部もあり、集合形式の開催が難しい中、オンラインの活用を含め、広く情報提供できる方法を検討する必要がある。

計画

実績

総括及び課題

長崎南事務所で長崎地区年金委員対象の研修会を実施（講師：長崎南職員・協会けんぽ職員）

令和2年1月より原則毎月第3月曜日に、社会保険委員会長崎南・北支部委員に対し年金制度周知のため下記のとおり研修会を実施した。

11回の開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、9回の開催となった。定期開催が行えなかった影響により受講者が減少したと思われ、今後、広報をはじめ協力連携を強化し、受講者の増加と併せ有意義な研修会となるよう努めていく。

開催年月日	時間	担当	テーマ	南	北	計	
第1回	1月20日	16:00~	年金事務所 (総務調整課)	地域年金展開事業について	6	12	18
第2回	2月17日	16:00~	年金事務所 (厚生年金適用調査課)	適正な被保険者・報酬月額 の届け出に向けて	12	10	22
第3回	6月15日	16:00~	年金事務所 (厚生年金適用調査課)	届書処理(健康保険被保険者 証作成)の流れについて	9	12	21
第4回	7月21日	16:00~	年金事務所 (お客様相談室.)	障害年金について	3	5	8
第5回	9月23日	16:00~	年金事務所 (国民年金課)	国民年金保険料の特例免除 制度について	5	7	12
第6回	10月19日	16:00~	年金事務所 (厚生年金徴収課)	日本年金機構における保険 料の計算方法について	4	4	8
第7回	11月16日	16:00~	全国健康保険協会	被扶養者再確認、マイナンバー カードの健康保険証利用、 任意継続について	4	5	9
第8回	2月15日	16:00~	年金事務所 (厚生年金適用調査課)	被保険者適用拡大等の制度改 正について	2	7	9
第9回	3月15日	16:00~	年金事務所 (お客様相談室.)	老齢年金見について	1	5	6
				合計	46	67	113

社会保険委員会と共催した年金委員表彰式の実施

年金委員・健康保険委員表彰式(11/27長崎県農協会館)
(詳細は、20ページを参照)

県社会保険委員会支部長会議

令和2年9月29日開催(ホテルセントヒル長崎)参加者8名
会長の選任について等

計画	実績	総括及び課題
社会 保 険 協 会	<p>広報誌への記事掲載</p> <p>社会保険協会発行の広報誌「社会保険ながさき」へ年金に関する記事を掲載(隔月)</p> <p>送付数：10,100部</p>	<p>隔月で社会保険協会加入事業所へ送付している広報誌に年金制度関係の記事及び出張年金相談の日程などの記事を掲載した。</p>
	<p>講習会への講師派遣</p> <p>社会保険協会主催の講習会に講師の職員を派遣 例年、適用・年金給付については機構職員、健保給付については協会けんぽ職員を派遣し、講師として研修を行っていたが、平成2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため開催が中止となった。</p>	<p>令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため開催中止となったが、開催される場合には講師を派遣して社会保険制度の周知を図る。</p>
	<p>社会保険協会と共催した年金委員表彰式の実施</p> <p>年金委員・健康保険委員表彰式(11/27長崎県農協会館) 主催：日本年金機構・全国健康保険協会・社会保険委員会 後援：社会保険協会 (詳細は「ねんきん月間」及び「年金の日」による取組にて報告)</p>	<p>年金委員表彰式の開催は、事業主の理解と協力が不可欠であることから、令和2年度も社会保険協会と共催実施とした。</p>

年金セミナー事業

年金セミナー

計画

年金セミナー実施に向けた教育機関への積極的な協力依頼

長崎南（県代表）より県内学校に対して文書依頼した後、長崎南・長崎北・佐世保・諫早年金事務所の管轄内の高校に対し個別に電話及び訪問でのアプローチを行い、年金セミナーを実施する。（前年度実施校の継続実施に努める）



実績

年度当初（6月）県代表の長崎南年金事務所より以下の教育機関に対してセミナー実施及びエッセイ応募の協力依頼を行った。

・長崎県教育委員会 ・長崎県学事振興課

実績は以下のとおり
アプローチは電話もしくは訪問による回数

令和元年度		大学・短大	専門学校	高等学校	支援学校	計
長崎南	77° 0-チ	3回	1回	31回	5回	40回
	セミナー	0校	1校	8校	2校	11校
長崎北	77° 0-チ	0回	1回	8回	2回	11回
	セミナー	1回	3回	14回	0回	18回
佐世保	77° 0-チ	0校	3回	12校	1校	16校
	セミナー	0回	3回	12回	1回	16回
諫早	77° 0-チ	0回	4回	11回	0回	15回
	セミナー	0校	6校	7校	2校	14校
合計	77° 0-チ	0回	6回	7回	2回	14回
	セミナー	0回	2回	5校	1校	13校
元年度	77° 0-チ	4回	10回	70回	7回	91回
	セミナー	0校	12校	32校	6校	57校
元年度	77° 0-チ	0回	12回	32回	6回	57回
	セミナー	4校	9校	37校	8校	58校
元年度	77° 0-チ	4回	9回	38回	8回	59回
	セミナー	4回	9回	38回	8回	59回

総括及び課題

○ 教育機関における協力依頼については、例年どおり関係機関に対し、地域年金展開事業についての継続した協力依頼を行い、長崎県内の学校に関しての年金セミナー実施と周知広報について賛同をいただいた。また、運営調整会議の委員をお願いしている、長崎県教育庁総務課、高校教育課に赴き継続した協力をお願いした。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より開催実績は減少したが、動画DVDを活用した新たな形態で実施することができた。

今後、新たに導入予定のWeb会議ツールを活用した年金セミナーが増加することを踏まえ、オンラインセミナーに適した資料の作成、操作方法の習得、伝わりやすい説明スキルの習得などについて検討していく

地域相談事業

計画

遠隔地の市町に赴き、年金全般にかかる相談・受付窓口を開設

実績

各市町における出張年金相談の実施結果は以下のとおり

年金事務所	実施月	市町	事業名	日数 (年間予定)	相談者数
長崎南	毎月	五島市	出張相談	31 (44)	199
		新上五島町			
長崎北	毎月	西海市等	出張相談	38 (60)	207
		管内3市			
佐世保	毎月	佐世保等	出張相談	71 (78)	377
		管内4市町			
諫早	毎月	島原市等	出張相談	48 (48)	272
		管内5市町			
合計		14市町	出張相談	188日 (230)	1,055

街角の年金相談センター長崎オフィスを含む

比較：令和元年度実施状況

県計	毎月	14市町	218日	1,363名

離島など遠隔地に居住されているお客様に、より年金相談を受けやすい環境を提供するため令和3年3月29日より、五島市並びに壱岐市においてテレビ年金相談を開始した。

総括及び課題

計画どおり実施することにより、年金事務所から遠隔地の地域住民の利便性の向上が図れた。また、市町との協力連携の向上に寄与した。

地域住民のニーズに応えられるよう、関係機関と連携して取り組む必要がある。

相談後のお客様アンケート結果は概ね好評であり、今後は広報等創意工夫しお客様の増加を図る。
(アンケート結果については、別紙参照)

計画		実績				総括及び課題	
労働局関係機関	年金説明会の開催及び免除申請等の相談窓口の開設	各ハローワークにおける実施回数等は以下のとおり				事務所所在地のハローワークで、主に失業者を対象とした年金説明会を実施。管内のハローワークの説明会では免除申請窓口を開設し免除申請書などの受付を行う計画であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策によりほとんどの会場で実施できなかった。	
			ハローワーク	実施回数	対象者数		備考
		長崎南	長崎	35	2,641		
			メルカ築町				
			五島	0	0		書類一式送付のみ
		長崎北	西海出張所	0	0		書類一式送付のみ
		佐世保	佐世保	0	0		書類一式送付のみ
			江迎	0	0		書類一式送付のみ
		諫早	諫早	0	0		書類一式送付のみ
			大村	0	0		書類一式送付のみ
島原	0		0	書類一式送付のみ			
合計	8 か所	35	2,641				
比較：令和元年度実施状況							
県合計	6か所	213回	9,370名				
教育機関	学生納付特例申請等の相談窓口の開設	本年度については、新型コロナウイルス感染拡大対策のため開設できなかった。			引続き県内大学に対する依頼を行い、国民年金制度の周知を図り、申請漏れの防止に努める。		

計画

実績

総括及び課題

企業・団体等

従業員および事務担当者へ
年金制度説明会

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の観点から、算定基礎説明会等の会場に集合していただく場がなく開催ができなかった。
佐世保におけるゆうちょ銀行、郵便局については、事業所のオンラインシステムを利用した非対面方式で行った。

事務所	企業・団体名	事業内容	実施日	参加者
佐世保	佐世保学園 (少年院)	制度説明	12月9日	13名
佐世保	ゆうちょ銀行 佐世保支店	制度説明	1月26日	14名
佐世保	佐世保学園 (少年院)	制度説明	1月27日	8名
佐世保	佐世保管内郵便局	制度説明 (リモート開催)	1月28日	103名

今後も引き続き事業所の事務担当者が集まる機会を利用して、年金制度説明会を実施する。

取組を継続するとともに、導入予定のオンライン会議システムの周知を図り企業のニーズに合った開催方法等検討していく。

イベント等への参加

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため開催がなく実施できなかった。

民間施設等

各地域における利便性の高い商業施設に赴き、年金全般にかかる相談・受付窓口を開設

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため実施できなかった。

今後も取組を継続し、年金相談窓口を開設し効果的な年金制度の周知等に活用する。

計画

支援学校や老健施設等へ赴き、職員や保護者に対し手続き方法及び年金制度説明会を開催

実績

施設からの依頼により、以下のとおり年金制度説明会を実施

事務所	施設等	内容	実施日	対象者数
長崎南	県立長崎特別支援学校	障害年金手続	7月29日	80名
長崎北	長崎大学教育学部附属特別支援学校	障害年金手続	8月3日	100名
諫早	県立希望が丘高等特別支援学校	障害年金手続	11月12日	80名
長崎南	県立鶴南特別支援学校	障害年金手続	12月11日	85名
			4回	345名

総括及び課題

身障者団体や支援学校での制度説明や手続き案内については、担当者や保護者等にも年金制度を周知でき、効果的であった。

実施施設を増やすための周知広報の実施。

年金委員活動支援事業

計画

実績

総括及び課題

研修及び意見交換の実施

令和2年度実務研修会の実施状況

事務所	実施日	地区	場所	年金委員	参加者
長崎南	11月27日	長崎県	長崎県農協会館	職域型	20名

令和元年実施状況

県計	9回	9地区	地域型21名 職域型152名
----	----	-----	-------------------

積極的な情報提供の実施

【地域型】各種啓発資料の送付

- ・地域型年金委員に対して情報誌「なごみ便り」を 偶数月に発送した（委員数80名）
- ・地域型年金委員に対し以下の資料を送付
 - 地域型年金委員活動の手引き
 - 知っておきたい年金のはなし
 - 退職後の年金手続ガイド
 - 「わたしと年金エッセイ募集」関係
 - チラシ・ポスター
 - ねんきんネットリーフレット
 - 年金予約相談チラシ

研修会は新型コロナウイルス感染拡大防止対策の観点から、年金委員表彰式に社会保険委員会役員並びに被表彰者を対象に行った1回のみ開催となった。新型コロナウイルス感染症の影響により集合による研修会の開催が難しい中、オンラインの活用を含め、広く情報提供できる方法を検討する必要がある。

地域型年金委員に対しては、長崎南年金事務所より情報誌「なごみ・便り」を隔月で発送した。各種啓発資料を送付した。



計画	実績	総括及び課題
<p>委嘱数拡大に向けた取組</p> <p>年金委員表彰の実施</p>	<p>対面でのアプローチが制限されたため、事業所や関係機関に対し、主に文書の送付によるアプローチを行った。</p> <p>年金委員・健康保険委員表彰式（11/27長崎県農協会館） 主催：日本年金機構・全国健康保険協会・社会保険委員会 後援：社会保険協会 （詳細は「ねんきん月間」及び「年金の日」による取組にて報告）</p>	<p>○ 年金委員は地域や職場での制度周知・理解の促進に欠かせない存在であり、国民年金の納付率向上、無年金者・低年金者の防止に貢献していただく、いわば「地域や職場における機構職員」であることから、研修会や情報提供を通じてしっかりと活動をサポートしていく。</p> <p>年金委員の委嘱数は職域型・地域型ともに減少傾向にあり、年金委員のメリットを感じていただけるような取組を検討し、委嘱拡大を目指す。</p>

〇ねんきん月間及び年金の日における取組

- 「ねんきん月間」 日本年金機構では、厚生労働省と協力して毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくため、全国各地で公的年金制度の普及・啓発活動を展開する。
- 「年金の日」 国民一人一人に、高齢期に備え、その生活設計に思いを巡らしていただくことを目的として、11月30日（いいみらい）を「年金の日」に制定している。

取組	実績	総括及び課題						
<p>出張年金相談 (商業施設等)</p> 	<p>今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から開催できなかった。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、例年のように商業施設等での年金相談会や、街頭でのチラシ配布などはできなかった。</p> <p>広く国民の皆様に年金制度知っていただく大切な機会であることから、より工夫を凝らした取組を検討する。</p>						
<p>年金委員表彰及び年金委員研修</p>	<p>年金委員表彰及び研修会を、11月27日に長崎県農協会館で実施した。表彰式は健康保険委員表彰と合同で行い、長崎県社会保険協会の後援で行った。(参加数20名)</p> <p>同時に開催した研修会では、当所より「在職老齢年金」、全国健康保険協会長崎支部より「会社を守る従業員という財産～私たちが応援します」についての研修を実施した。</p> 	<p>全国健康保険協会と合同しての表彰式実施は協力連携上も有効な方法であった。また、社会保険委員会及び社会保険協会との共催も関係団体との連携を深める効果があった。</p> <p>研修会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から社会保険委員会各支部役員を対象に開催した。</p> <p>年金委員の表彰者数</p> <table border="0"> <tr> <td>厚生労働大臣表彰</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>理事長表彰</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>理事表彰</td> <td>8名</td> </tr> </table>	厚生労働大臣表彰	1名	理事長表彰	3名	理事表彰	8名
厚生労働大臣表彰	1名							
理事長表彰	3名							
理事表彰	8名							

○「わたしと年金」エッセイ

計画

実績

総括及び課題

「わたしと年金」エッセイ募集に係る広報・アプローチを積極的に行い、応募につなげる。

「わたしと年金」エッセイの応募数増加に向け、市町村、教育関係者、教育機関に加え、社会保険労務士会や全国健康保険協会などの関係機関に対し協力依頼を行った。

	一般	学生	計
平成30年度	0件	186件	186件
令和元年度	0件	0件	0件
令和2年度	0件	0件	0件

昨年度より応募がなくなっており、次年度へ向けアプローチを早期に取り組んでいく。

より多くの学校に夏休みの宿題等として取り入れてもらい、応募をいただくよう入選作品集の送付など、広報活動に力を入れる。

厚生労働大臣賞 北海道 吉田 勇太 様 (30代 男性)

私は21歳のときから障害年金を受け取っている。大学で部活動中の事故による怪我が原因で右足を切断、障がい者となったため。

ただ、障害年金の請求手続は私が行ったわけではない。車いすでの生活に加え、リハビリや義足作成のため通院以外の外出は難しく、母が役所の年金担当に相談し、必要書類を揃え申請した。

実は21歳の障害年金の申請はハードルが高い。障害年金制度には、すべての国民が国民年金へ加入する20歳から傷病の初診日までの間に一定期間以上年金保険料を納付、免除もしくは学生の保険料猶予(学生納付特例)を受けていなければ障害年金がもらえない「納付要件」というルールがあるからだ。保険料を支払わず放置していると、怪我や病気によってどんなに重い障がいを負ったとしても、「もしもの時の生活保障」となる障害年金を受け取ることはできない。

事故当時21歳だった私は20歳の国民年金加入から約1年半と年金加入期間が短く、その半分以上の期間について保険料が納付、又は免除・猶予されていなければならなかった。このため、たった1か月の「未納期間」が、「納付要件」という条件クリアに大きな影響を与えてしまうのだ。

20歳当時学生だった私が「将来障がい者になり、障害年金を申請する立場に置かれる」とことまで考えているはずもなく、「20歳の国民年金の加入手続」も、「学生納付特例手続」も全て私の20歳到達とともに母が仕事の合間に役所で手続をしてくれていた。私は母に言われるがまま学生納付特例手続に必要な「学生証の写し」をコピーし、母のもとへ郵送しただけだ。母が私の学生納付特例手続を行っていただければ、私は障害年金を受け取ることができないどころか、手術費用や入院費用、その後の義足作成費用などの負担が重くのしかかっていたらう。

事故後、障害年金の手続を役所で行った際、私の年金記録を確認した年金担当から母はこう言われたそうだ。「お母さん、息子さんの学生納付特例、ちゃんとしておいてよかったですね」と。母はいつも「当然のことをしたまでだ」と言うが、母もまさか自分の息子が障がい者になるとは夢にも思っていなかったらうし、きちんと私の年金の手続をしてくれていたからこそ、私の今の人生があることを考えると、感謝してもきれない。

そんな私はどのような巡りあわせか、現在市役所で年金担当として働いている。日々年金手続の受付業務の中で、当然「学生納付特例手続」を受付するのだが、学生本人や母親などの現役世代の方は「年金と言えば高齢者がもらう老齢年金」という認識が強い。「学生納付特例なんてする意味があるの?」、「保険料なんて支払う意味なんてあるの?」、「少子高齢化で私たちが高齢者になったら年金はもらえないんでしょ?」といった質問を数多く受ける。そんなときは現役世代が支払う保険料と高齢者の方が受け取る年金の関係など「公的年金制度の仕組み」の説明や、自分自身の経験などを踏まえながら「障害年金や遺族年金など、納付や免除をすることであなた自身に起こるかもしれない、転ばぬ先の杖となるような年金があるんですよ」というお話をさせていただき、納得していただいた上で、保険料の納付や免除・猶予手続を進めていただいている。

一方で、日々の業務の中で窓口対応をしていると、初診時に年金に加入していない、保険料の納付が少ないことで納付要件を満たすことができないなどの理由により、残念ながら障害年金の受給に結び付かなかった方と接することもある。「早く教えてくれれば私だって加入や納付・免除手続をしたのに...」「市役所の年金担当から案内されたことが無い...」「障害者手帳があるのに年金担当から教えてもらえなかった...」といったご指摘を受けることも多い。「年金は申請主義」と言えばそれまでなのだが、本来受け取ることができたかもしれない年金が受け取れない状況が生まれにくい、「案内を行う側」である私がかも「公的年金制度」について情報をお客様へ伝えていかなければならないと日々痛感している。

年金業務に携わる者としていつも心がけていることがある。年金の手続・相談に来られた方で、杖をついたり、障害者手帳や療育手帳を持っていたり、「うつ」などの精神障害を患われて退職した方などには「障害年金をご存知ですか?」という質問を意識的に行うことだ。その方の傷病や障がいがあると年金申請に結び付かなかったとしても、「障害年金の制度自体を知らなかった」、「私の病気で障害年金を申請できると思わなかった」といった言葉をいただくことが多い。

市役所の年金担当職員として、老後の年金だけでなく、予期せぬ事故後の生活を助ける障害年金や、大切な人を失われた遺族の生活を保障する遺族年金など、公的年金制度の大切さについて、少しでも多くの人に伝えていくことが事故後の生活を公的年金制度に助けられた私の大切な使命であると思っている。

地域年金事業運営調整会議

計画	実績	総括及び課題						
<p>地域年金事業運営調整会議を年2回開催し、取組状況を報告する。</p> <p>これまでいただいた会議における提言を取組に反映させる。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年7月に開催を予定していた第15回地域年金事業運営調整会議は、資料の送付による書面開催とし、第16回についても書面開催となったため併せての開催とした。</p> <table border="1" data-bbox="540 551 1321 951"> <thead> <tr> <th data-bbox="540 551 768 644">会議</th> <th data-bbox="768 551 1321 644">主な議題・参考資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="540 644 768 758">第15回会議</td> <td data-bbox="768 644 1321 758"> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度事業実施結果報告 令和2年度事業計画 など </td> </tr> <tr> <td data-bbox="540 758 768 951">第16回会議</td> <td data-bbox="768 758 1321 951"> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度事業実施結果中間報告 新型コロナウイルス感染症への対応 令和3年度事業計画（案）（参考資料） 令和2年年金制度改正の概要 など </td> </tr> </tbody> </table> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、書面による開催となったため、委員の意見を伺うことができなかった。</p> <p>今後は、集合形式による開催だけでなく、書面やオンラインによる開催も想定し、開催形式に関わらず委員の意見を伺うことができる方法を検討する。</p>	会議	主な議題・参考資料	第15回会議	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度事業実施結果報告 令和2年度事業計画 など 	第16回会議	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度事業実施結果中間報告 新型コロナウイルス感染症への対応 令和3年度事業計画（案）（参考資料） 令和2年年金制度改正の概要 など 	<p>今後、地域年金事業運営調整会議をはじめ各種会議や研修について、オンラインを活用した開催が可能となるよう、機構本部と連携して取り組んでいく。</p>
会議	主な議題・参考資料							
第15回会議	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度事業実施結果報告 令和2年度事業計画 など 							
第16回会議	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度事業実施結果中間報告 新型コロナウイルス感染症への対応 令和3年度事業計画（案）（参考資料） 令和2年年金制度改正の概要 など 							

これまでの会議における主なご提言への取組状況

日付	事業名	ご提言内容	対応状況
令和2年2月 第14回 運営調整会議	地域年金推進員 委嘱事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域年金推進員の早期委嘱に向けた更なる取組強化 ・年金委員の委嘱拡大に向けた関係団体との連携強化 ・委員からの意見・要望として、地域年金推進員の待遇改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・待遇改善については、日本年金機構本部へ要望済
	地域連携事業	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県内の無年金者・低年金者を無くすため、関係団体との協力・連携により年金制度周知を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構では、お客様が年金を確実に受け取り、安定した生活を実現するために、令和元年度下期より、各分野（国民年金、厚生年金保険、年金給付）において、お客様の実情に応じた個別アプローチを実施し「無年金者ゼロ」の達成に取り組んでいます。

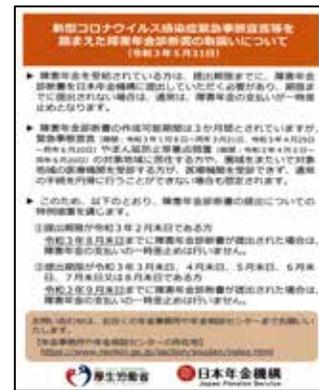
4 . トピックス

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応

日本年金機構では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があったお客様に対して、保険料の免除や納付猶予制度をご案内するなど、組織を挙げて適切かつ迅速に対応しています。

また、お客様の安心・安全を確保するため、「日本年金機構における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、各拠点において広範な感染防止対策を実施しています。

新型コロナウイルス感染症への主な対応

	国民年金保険料免除等の臨時特例措置	厚生年金保険料等の納付猶予特例	標準報酬月額の特例改定	障害状態確認届の提出期限延長
概要	○収入源となる業務の喪失や売上減少により所得が相当程度に下がった場合、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、保険料免除などを可能とする。	○相当な収入の減少が生じた場合、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等を、申請により1年間猶予することができる。なお延滞金は全額免除となる。 (現在は納付猶予特例は終了し、申請による換価の猶予等をご案内している。)	○新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が著しく下がった方について、厚生年金保険料等の標準報酬月額を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、翌月から改定。	○障害年金の受給者等に提出していただく障害状態確認届(診断書)について、提出期限が令和3年8月末日までにある方について、提出期限を延長。
対応実績 (令和2年度:全国)	○約31.9万件を承認	○約9.8万事業所の申請を許可 ○許可金額は約9,700億円	○約2.7万事業所、約45.3万人の標準報酬月額を改定	○提出期限の延長のお知らせを約26万人の対象者に送付
リーフレット				

(2) オンラインビジネスモデルの推進

政府のデジタル化の方針を踏まえたこれまでの取組に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた非対面型のビジネスモデルを推進するため、お客様サービスのオンライン化に取り組んでいます。

1. 電子申請の利用促進・環境整備

- 電子申請の届出が義務化される事業所及び被保険者が101人以上の事業所について、重点的に利用勧奨を実施し、電子申請への移行を進めました。

	令和元年度累計	令和2年度累計
電子申請件数（割合）	31,677千件（23.9%）	54,551千件（41.9%）

主要7届書（資格取得届、資格喪失届等）を対象

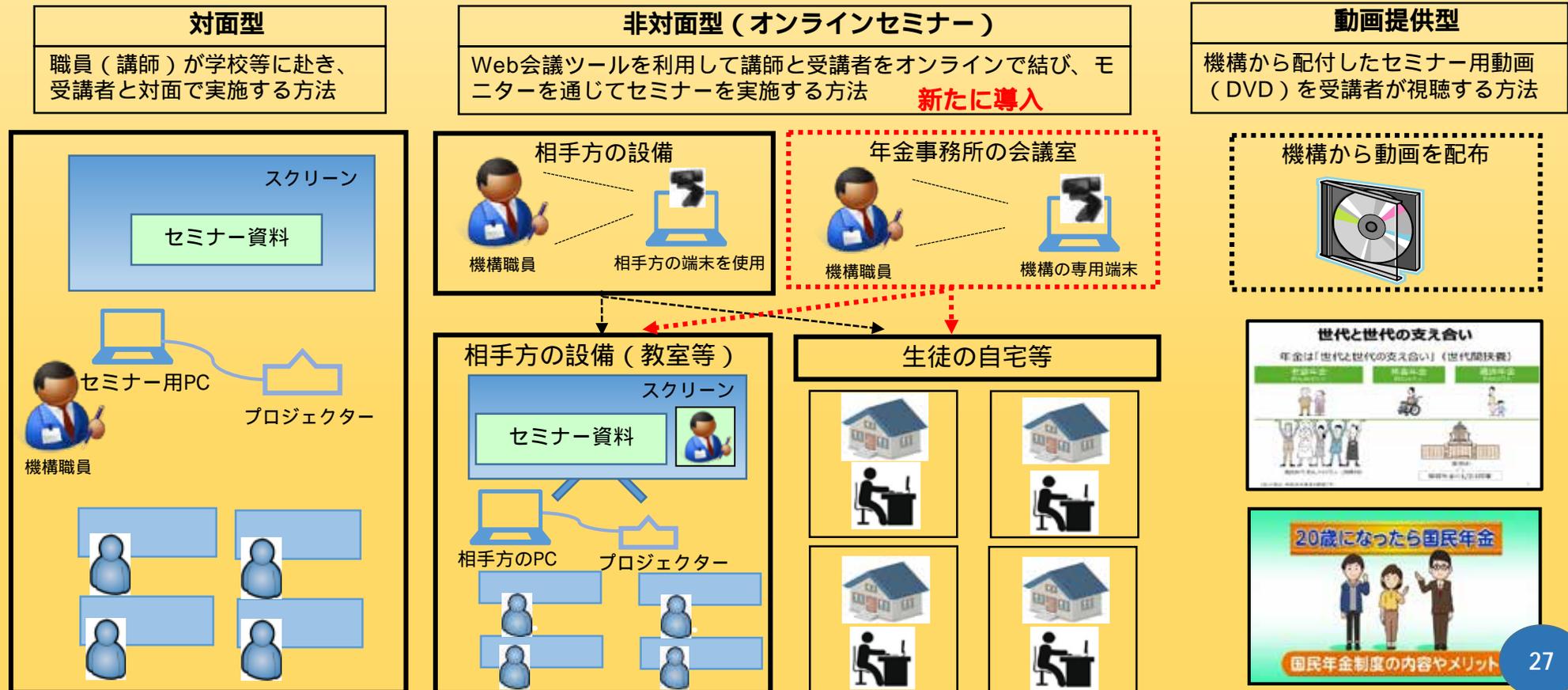
- 令和2年4月から、電子証明書がなくても、GビズIDを利用したマイナポータル経由の電子申請の受付が可能となりました。
- 事業所調査時に事業主に提出を求めている賃金台帳等の調査資料について、利便性向上を図ることを目的に、新たにオンラインで提出できる環境を構築し、運用開始に向けた準備を進めています。

2. ねんきんネットの利用促進・機能改善

- ねんきんネットを利用することで、年金事務所に出向くことなく、年金見込み額試算やご自身の年金記録の確認などが可能となります。また、新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式の実践に役立つサービスでもあり、利用促進に力を入れています。
- マイナンバーカードを利用したマイナポータル経由でのねんきんネットの初回利用について、令和3年7月からスマートフォンでの対応が可能となるよう機能改善を行いました。

3. 多様な年金セミナーの実施

- 年金セミナーや制度説明会を安心して受講いただくため、新たに導入したWeb会議ツールを活用し、オンラインによる年金セミナーを実施しています。Web会議ツールは、現在のところ地域代表年金事務所（博多年金事務所）に導入済みであり、実施結果を検証しながら、令和3年10月までに順次、全年金事務所に導入する予定です。
- 令和2年11月以降「知っておきたい年金のはなし」を基に作成した年金セミナー用動画（DVD）を教育機関等へ配付し、これまでの対面型の年金セミナーだけでなく、動画提供型の年金セミナーを可能としました。また、令和3年7月には「20歳到達者向け制度周知動画」を追加収録した新たなDVDを作成し、教育機関等へ配付しました。
- 現在、以下の3つの形式による年金セミナーの開催が可能です。



4. インターネットによる年金相談予約の導入

- 日本年金機構では、平成28年10月から予約制による年金相談を実施しています。令和2年度末においては、95%を超える予約率となっており、多くのお客様に予約制による年金相談をご利用いただいています。
- 一方で、「予約の電話が繋がりにくい」、「インターネットで予約できるようにしてほしい」といったお客様からのご意見もあったことから、令和3年5月6日より、老齡年金ターンアラウンド請求書（緑色の封筒）が届いたお客様を対象に、インターネットによる年金相談予約を開始しました。



老齡年金ターンアラウンド請求書を送付する封筒

電話・窓口での予約とインターネット予約の比較

	(年金事務所)		(コールセンター) 電話での予約	インターネットでの予約 お一人の基礎年金番号につき、 ネット予約受付は1件まで
	窓口での予約	電話での予約		
受付環境	年金事務所お客様相談室 年金事務所分室 ○ 年金相談センター・オフィス		○ コールセンター (予約受付専用電話等)	○ 年金相談予約専用サイト (日本年金機構HPより遷移)
予約受付時間帯	平日 8:30～17:15 土曜開所日 9:30～16:00 延長開所日 8:30～19:00		○ 平日 8:30～17:15	○ 8:00～23:30
予約対象の相談	すべての年金相談		○ すべての年金相談	○ 老齡ターンアラウンドのみ
予約受付 可能期間	いつから	○ 自拠点分は当日分から、その他は翌営業日分から		○ 翌々営業日分から
	いつまで	<老齡ターンアラウンド請求> ○ 3か月先の月の末日まで <その他相談> ○ 1か月先(暦日)まで		<老齡ターンアラウンド請求> ○ 3か月先の月の末日まで
予約可能枠	○ 60分、45分、30分、15分		○ 60分、45分、30分、15分	○ 45分
予約日時のリマインド機能	○ なし		○ なし	○ 予約日の前日にリマインドメールを送信

5 . 令和 3 年度事業計画

(1) 地域連携事業

市区町村、自治会、事業所、関係機関等と協力・連携し、公的年金制度の周知・広報の充実及び国民年金保険料の納付率向上を図る。

- 1 . 関係機関・関係団体との連携による周知・啓発
 - ・市町村、ハローワーク、税務署等に、窓口での年金制度に関するポスターの掲示及びリーフレットの設置を依頼し、地域住民への情報提供の充実を図る。
 - ・関係機関の会議や研修会に参加し、年金制度や事業に関する情報提供を行う。
- 2 . 市町村広報誌等による周知・啓発
 - ・市町村広報紙等を活用し、出張年金相談の日程や年金制度に関し情報提供を行う。
 - ・社会保険協会発行の広報誌に事務手続きに関する記事等を掲載する。
- 3 . 年金制度説明会の開催
 - ・地域住民及び企業や団体の従業員を対象とした年金制度説明会を積極的に開催する。
- 4 . 関係機関・関係団体との連携強化
 - ・市町村担当者への研修や事務打合せ会を定期的で開催する。
 - ・市町村担当者向け情報誌「かけはし」を年6回（奇数月）送付し、情報提供を行う。
 - ・関係機関のニーズを十分聞き取り、効果的な情報提供・制度説明会を実施する。

(2) 地域における相談事業

地域住民のニーズに応えるとともに年金制度への理解を深めていただくため、自治体や教育機関、商業施設等に出向き、出張年金相談を実施する。

- 1 . 市町等における出張年金相談の実施
 - ・年金事務所から遠隔地の市町に赴き、定期的に出張年金相談を開催する。
- 2 . 社会福祉施設における障害年金制度説明会の開催
 - ・特別支援学校等に対し、障害年金制度に関する制度説明会開催のアプローチを積極的に行う。
 - ・特別支援学校等の教職員や保護者に対し、感染防止対策を徹底したうえで制度説明を実施する。
- 3 . ハローワークでの雇用保険受給者説明会にあわせた制度説明会や国民年金保険料免除申請にかかる相談会等の開催
- 4 . 「ねんきん月間」を活用し、多様な方法により公的年金制度の周知・広報を実施
- 5 . 企業や団体の従業員等に対する年金制度説明会の開催
 - ・企業や団体等に対する制度説明会を通じて、電子申請やねんきんネット、制度改正事項等について、広く周知・広報する。
 - ・開催にあたっては、オンラインを積極的に活用し、対面型から非対面型への移行に努める。

(3) 年金セミナー事業

高校生や大学生等の若い世代を対象に、公的年金の大切さを知り、制度への理解を深めていただくため、多様な年金セミナーを積極的に実施するとともに、効果的なアプローチを検討・実施する。

1 . 年金セミナー開催に向けたアプローチ

- ・教育関係機関に対し、高校での年金セミナー開催に向けた協力依頼を行う。
- ・高校、大学、専門学校等に対し、リーフレットやセミナー動画（DVD）の送付、電話勧奨等のアプローチを積極的に行う。

2 . 年金セミナーの開催

- ・Web会議ツールを活用した非対面でのオンラインセミナーの拡大を図る。
- ・非対面式セミナーの他、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえでの対面によるセミナー、セミナー動画（DVD）の視聴など、各学校のニーズや環境に応じたセミナーを開催する。
- ・実施後のアンケートや先生方のご意見をもとに、適宜、実施方法や教材の見直しを図る。
- ・セミナー講師育成のため、機構職員に対する研修やコンテストを行う。

3 . 地域年金推進員の委嘱、活用

- ・関係団体等を通じ委嘱を目指すと共に地域型年金委員についても機会をとらえ打診を行い委嘱を目指し、地域年金推進員による各種学校への訪問を実施することにより、年金セミナー開催のアプローチを強化する。
- ・地域年金推進員の委嘱がされた際には研修や連絡会議を開催し、意見交換・情報共有を行いアプローチ等の活性化を図る。

(4) 年金委員活動支援事業

年金委員は、職場や地域における公的年金制度の周知・理解に欠かせない存在であり、年金制度に関する研修会や情報提供を充実させることにより、年金委員活動の活性化とサポート体制の強化を図るとともに、年金委員の意義・やりがいをしっかりアピールし、委嘱拡大に取り組む。

1. 定期的な研修会・意見交換会の開催

- ・厚生労働省からの通知に基づき、制度改正事項や重点協力依頼事項を中心とした研修会・意見交換会を開催する。

2. 積極的な情報提供及び制度周知への協力依頼

- ・「年金委員活動のてびき」や情報誌「なごみ便り」を送付し活動を支援する。
- ・各種啓発資料（退職後の年金手続きガイド、アニュアルレポート等）を送付するなど、積極的に情報提供を行う。
- ・地域型年金委員及び職域型年金委員を活用し、地域住民及び企業の従業員への制度周知や情報提供を行う。

3. 委嘱数拡大に向けた取組

- ・職域型年金委員については、年金委員未設置事業所に推薦依頼文書を送付する。
- ・定年退職等による職域型年金委員の辞退者については、後任の推薦依頼を確実にを行う。
- ・地域型年金委員については、推薦母体となる関係団体に対し、積極的に推薦依頼を行う。

(5) 「ねんきん月間」及び「年金の日」における取組

11月の「ねんきん月間」や11月30日の「年金の日」において、各年金事務所が創意工夫し、公的年金制度の普及・啓発活動を積極的に実施する。

- 1 . 年金委員功労者表彰式の開催
- 2 . 各年金事務所における公的年金制度の普及・啓発活動の実施
- 3 . 「わたしと年金」エッセイ募集
 - ・教育機関や関係団体に対し広報及びアプローチを積極的に行い、応募数の増加を図るとともに、応募のあった教育機関に対し感謝状を贈呈する。

(6) 地域年金事業運営調整会議

地域、教育機関、企業の中での年金制度の周知・理解・支援のネットワークの強化並びに地域年金展開事業の推進を図るため、地域年金事業運営調整会議を開催する。

- 1 . 開催時期
 - ・令和3年7月及び令和4年2月
- 2 . 主な議事
 - ・事業計画、事業実施結果の報告及び事業における重点施策 など

6 . 參考資料

(1) 令和3年度の年金額改定

令和3年度の年金額は、令和2年度から0.1%の引き下げとなりました。

令和3年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額の例

	令和2年度（月額）	令和3年度（月額）
国民年金 （老齢基礎年金（満額） 本人分）	65,141円	65,075円（ 66円）
厚生年金 （夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）	220,724円	220,496円（ 228円）

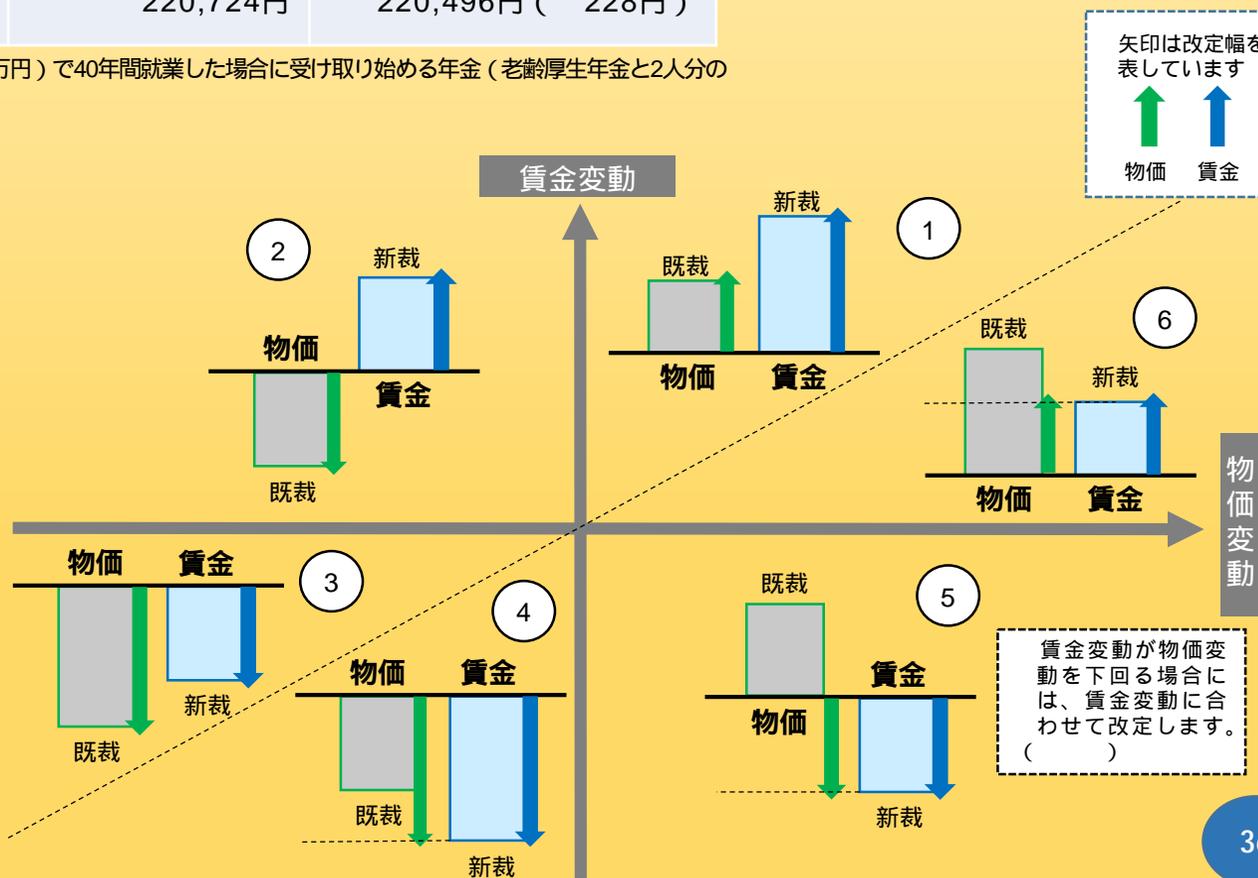
平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

年金額の改定は、「物価変動率（物価上昇率）」と「名目手取り賃金変動率（賃金上昇率）」を基に、右図のルールに基づき決定されます。

令和3年度については、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回り、右図に該当したため、新規裁定年金・既裁定年金ともに、名目手取り賃金変動率（0.1%）によって改定されました。

令和3年度の指標

- 物価変動率 . . . 0.0%
- 名目手取り賃金変動率 . . . 0.1%



(2) 令和2年年金制度改正の概要(一部抜粋)

令和2年6月に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布され、前回の会議資料の中でその一部について改正概要をご説明しました。今回は、令和3年3月及び4月に施行された以下の4点について、改正概要をご説明します。

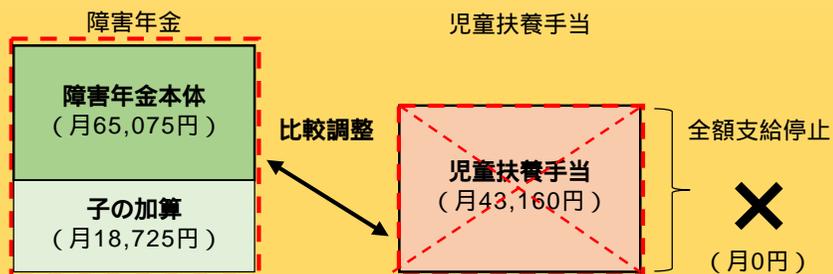
1. 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し
2. 未婚のひとり親の国民年金保険料申請全額免除基準への追加
3. 脱退一時金の支給上限月数の見直し
4. 寡婦年金の支給要件の見直し

1. 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し【令和3年3月施行】

障害基礎年金を受給している場合、児童扶養手当が支給停止される併給調整の方法を見直し、児童扶養手当と障害年金の子の加算部分額との差額を受給できるようになりました。

改正前

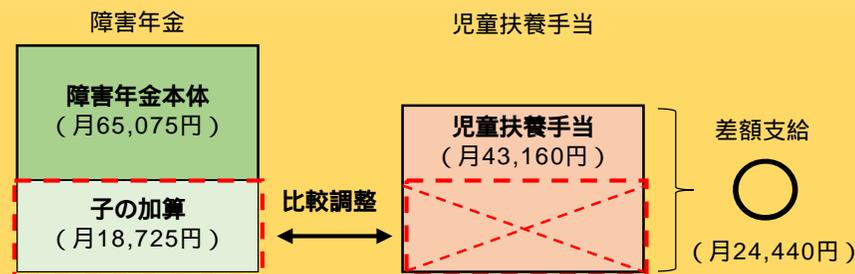
児童扶養手当が支給されない



障害基礎年金受給中のひとり親(障害年金2級)と子どもが1人の場合

改正後

児童扶養手当が一部支給される



児童扶養手当 - 子の加算相当額 = 支給額

2. 未婚のひとり親の国民年金保険料申請全額免除基準への追加【令和3年4月施行】

未婚のひとり親に対する税制上の措置に対応するため、国民年金保険料の申請全額免除基準の規定が設けられました。学生納付特例については令和3年4月分以降の国民年金保険料から、また、免除については令和3年7月分以降の保険料から適用されます。

改正前

- 国民年金保険料免除及び学生納付特例の免除等該当基準に寡婦（前年の所得額が125万円以下に限る）は対象となっていました。未婚のひとり親は含まれていませんでした。

改正後

- 令和2年度税制改正により、令和3年度分の個人住民税から、未婚のひとり親（前年の合計所得額が135万円以下に限る）が、個人住民税の非課税措置の対象に加えられました。
- これを受け、国民年金の免除等基準においても、「前年の合計所得額が135万円以下の未婚のひとり親」が対象に加えられました。
所得基準額が10万円引き上げられました。（125万円 135万円）

3. 脱退一時金の支給上限月数の見直し【令和3年4月施行】

日本国籍を有しない方が支給要件を満たしたときに支給される脱退一時金について、その支給額の対象となる年金加入期間の上限（支給上限月数）が引き上げられました。

改正前

- 支給上限月数が36か月（3年）として計算されていました。

・脱退一時金は、一定の要件を満たした場合に、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求することにより、保険料を納付した月数に応じた額が支給されます。

改正後

- 支給上限月数が60か月（5年）に引き上げられました。
- この取扱いが適用される方
（国民年金にかかる脱退一時金）
 - ・令和3年4月以後の国民年金保険料納付済期間を有する方
- （厚生年金保険にかかる脱退一時金）
 - ・令和3年4月以後の厚生年金被保険者期間を有する方

4 . 寡婦年金の支給要件の見直し【令和3年4月施行】

国民年金第1号被保険者期間のある夫が亡くなったときに、妻が60歳から65歳までの間に支給される寡婦年金について、死亡した夫の年金受給状況にかかる支給要件が見直されました。

改正前

○ 夫に障害基礎年金の受給権がある場合、その受給権発生日と死亡年月日が同月のときは、障害基礎年金の受給権が発生しているため、寡婦年金を受け取ることができませんでした。

改正後

○ 夫が障害基礎年金の支給を受けずに死亡した場合（= 障害基礎年金の受給権発生日と死亡年月日が同月のとき）は、寡婦年金の支給要件を満たすことになります。

【寡婦年金の支給要件】

死亡した夫に、国民年金第1号被保険者としての保険料納付済期間または保険料免除期間が10年以上あること。（平成29年7月31日以前に受給権が発生する場合は25年以上あること。）

死亡した夫が、老齢基礎年金及び障害基礎年金の支給を受けていないこと。

【改正前の支給要件】

死亡した夫が、障害基礎年金の受給権者であったことがなく、また、老齢基礎年金の支給を受けていないこと。

請求者である妻が、65歳未満で老齢基礎年金を繰上げ受給していないこと。

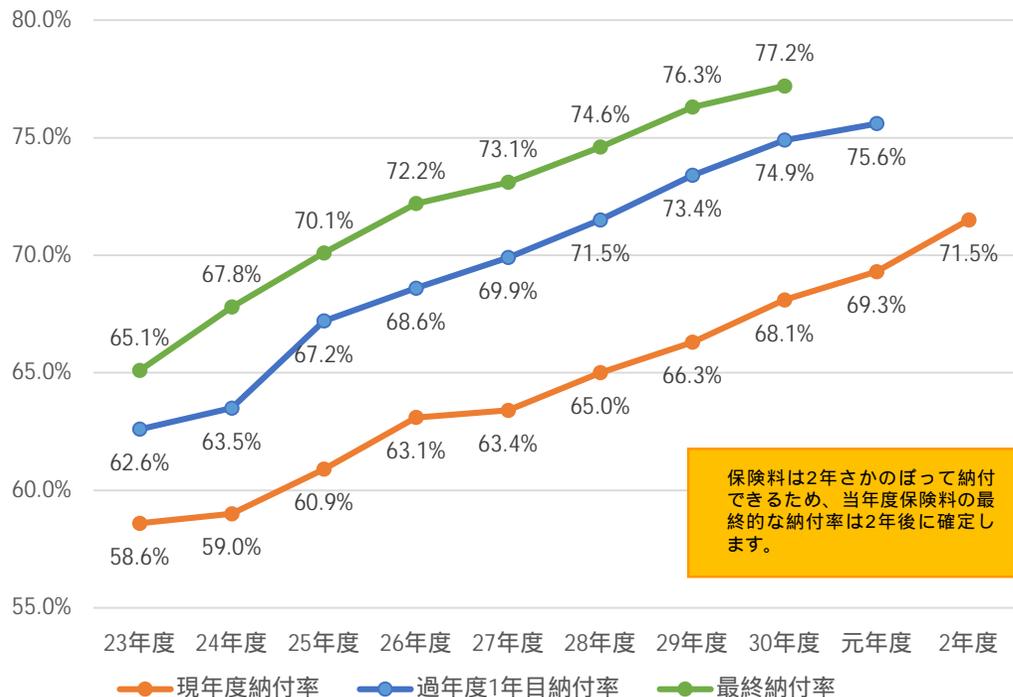
婚姻関係（事実婚を含む）が10年以上あり、夫の死亡当時、夫の収入により生計維持していること。

(3) 国民年金・厚生年金保険にかかる主な実績指標（全国）

平成22年1月に日本年金機構が設立されて以降、基幹業務については、国民年金保険料の納付率の向上、加入指導による適用事業所数の増加、厚生年金保険料収納率の向上など、着実に実績を積み重ねてきました。

社会では今、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた様々な対応が求められています。このような中、日本年金機構に課せられた「複雑化した年金制度を実務として正確かつ公正に運用し、年金受給者に正しく年金をお支払いすることにより、国民生活の安定に寄与する」という使命を改めて強く認識し、引き続き基幹業務の推進に取り組みます。

国民年金



【令和2年度の主な取組】

- 20歳到達者に職権による適用を実施するとともに、加入のお知らせと同時に納付書を送付しました。加えて、電話による納付勧奨や免除制度の案内等を行い、後追い勧奨を実施しました。
- 上記の20歳到達者への対応や、新規未納者を対象とした対策に加え、臨時特例免除にも適切に対応しました。
- これらの結果、強制徴収が制限される中においても、現年度納付率71.5%（9年連続で上昇）、最終納付率77.2%（8年連続で上昇）と、目標を達成することができました。

(4) 長崎県の国民年金・厚生年金保険の状況

(1) 加入・納付の状況 (令和 2 年度)

区 分	被保険者数			納付率 (%)	免除率 (%)
	第1号	任意加入	第3号		
国民年金	143,266	1,515	70,667	68.55	46.50

区 分	適用事業所数	被保険者数 (人)	収納率 (%)
厚生年金保険	23,587	285,527	98.75

(2) 受給の状況 (令和 3 年 3 月末)

年金の種類		受給権者数 (人)	受給年金額合計
厚生年金保険	老齢給付	361,096	190,264,657,393
	障害給付	7,580	4,950,468,179
	遺族給付	70,380	59,201,930,701
	合 計	439,056	254,417,056,273
国民年金	老齢給付	420,346	273,481,890,429
	障害給付	30,899	26,766,466,715
	遺族給付	2,905	2,112,475,908
	合 計	454,150	302,360,833,052

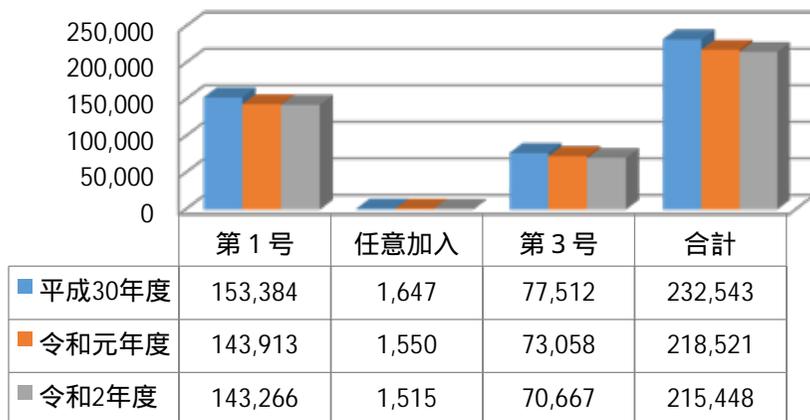
(1) 納付率とは...
「納付すべき被保険者」が有する「納付すべき月数」のうち、「納付された月数」の割合

(2) 免除率とは...
任意加入被保険者を除く第1号被保険者のうち、「学生納付特例者・納付猶予者・全額免除者」の割合
 $(\quad + \quad + \quad) \div (\quad + \quad + \quad + \quad + \quad)$

第1号被保険者					
任意加入者	その他	一部免除者	学生納付特例者	納付猶予者	全額免除者
納付すべき被保険者					

国民年金事業状況

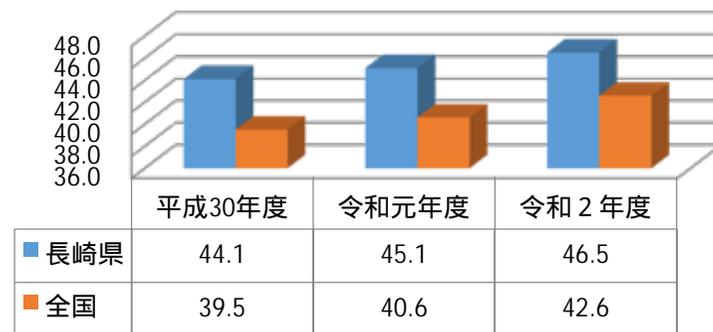
被保険者数の推移（人）



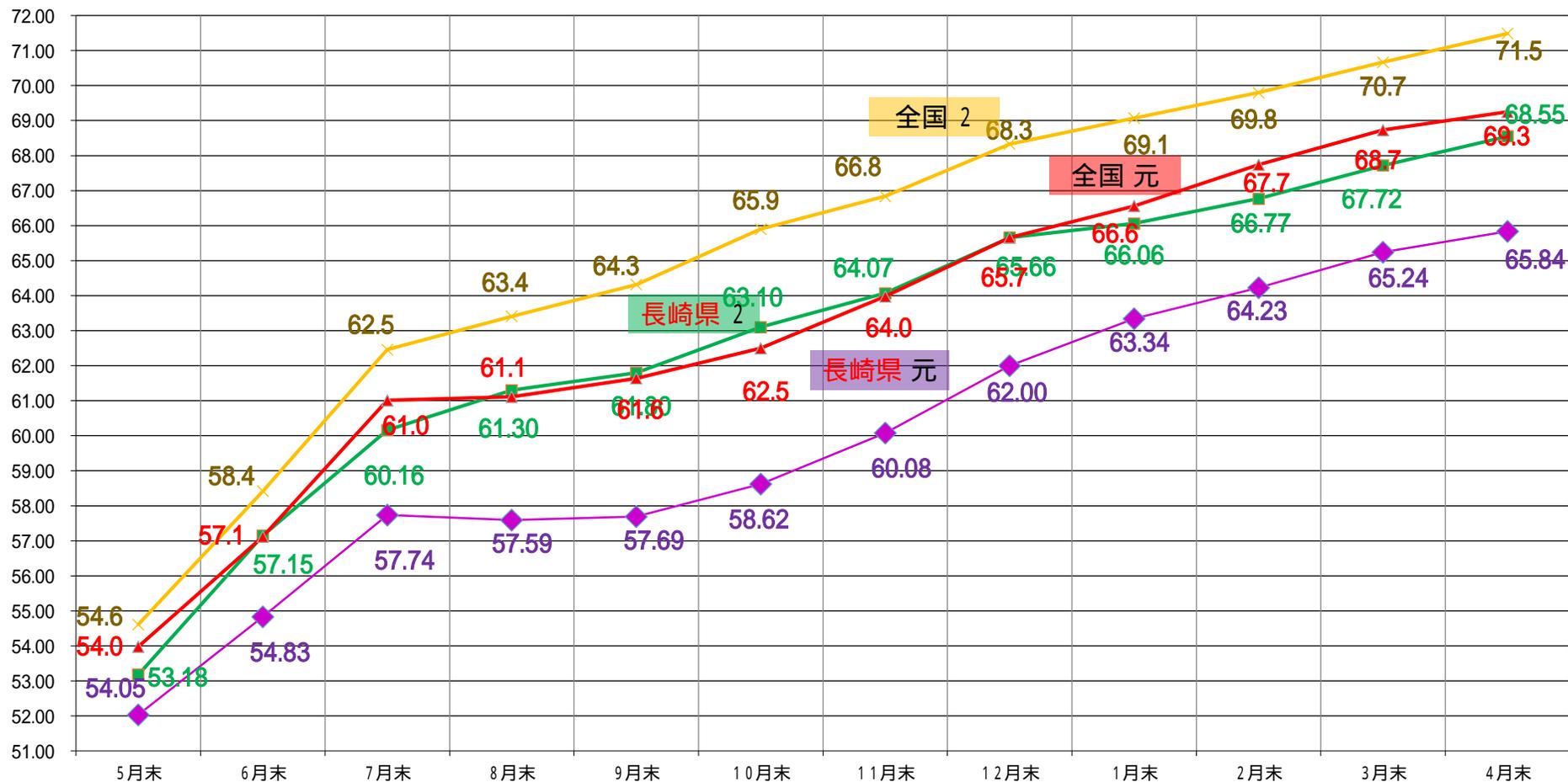
納付率の推移（％）



全額免除率の推移（％）



国民年金保険料の納付率(現年度)の推移

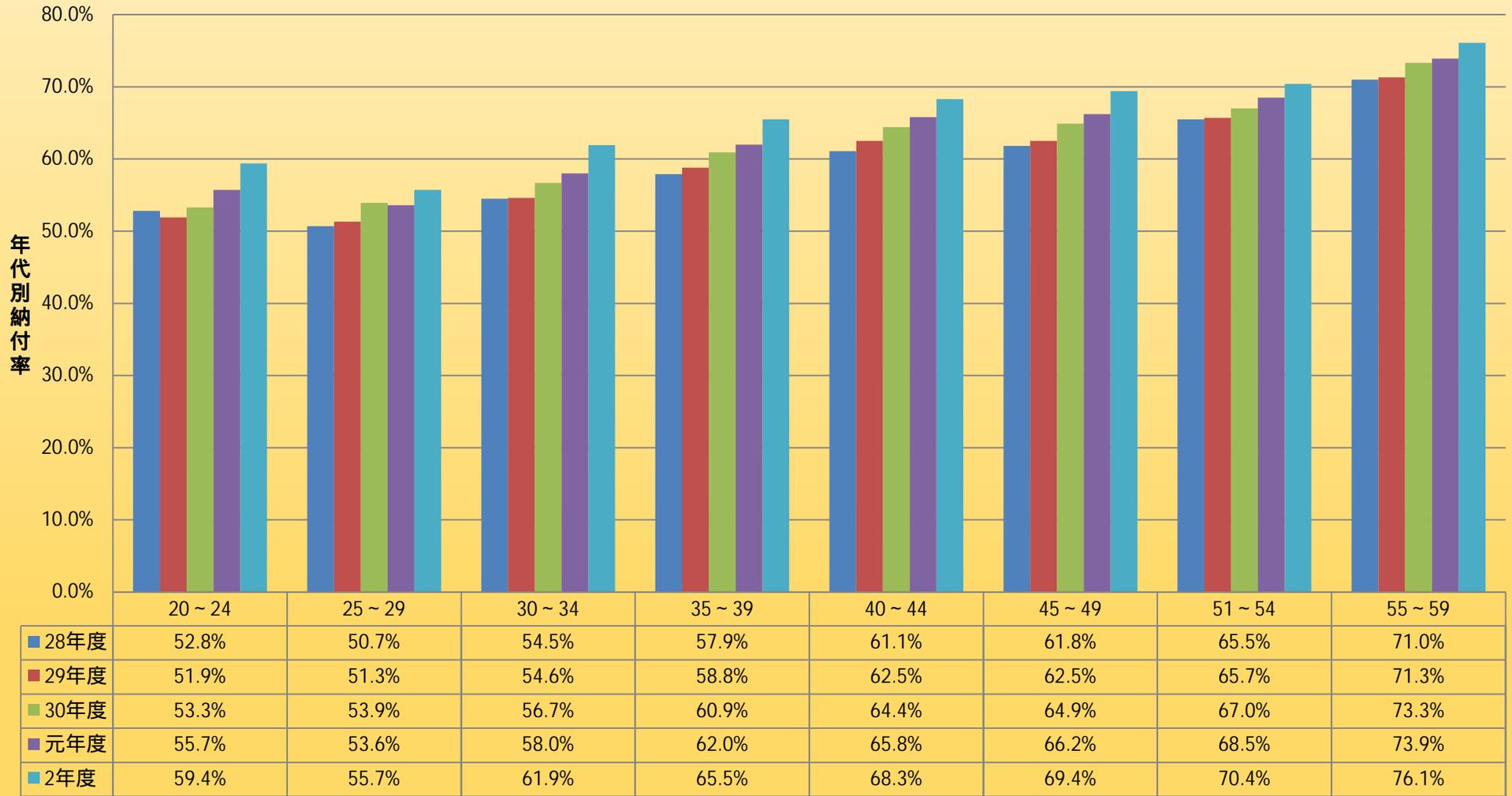


全国元

全国2

は小数点第1位まで

国年金年齢階層別納付率（現年度）の推移



(5) 年金委員数の推移 (令和2年4月 ~ 令和3年3月)

職域型年金委員数の推移

		R2.4 ~ 6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3
福岡	現存数	4,711	4,610	4,584	4,569	4,558	4,524	4,524	4,531	4,530	4,496
	前月との比較	-46	-101	-26	-15	-11	-34	0	7	-1	-34
	R 2.3 との比較	-46	-147	-173	-188	-199	-233	-233	-226	-227	-261
佐賀	現存数	1,464	1,462	1,461	1,466	1,475	1,483	1,478	1,477	1,482	1,493
	前月との比較	-24	-2	-1	5	9	8	-5	-1	5	11
	R 2.3 との比較	-24	-26	-27	-22	-13	-5	-10	-11	-6	5
長崎	現存数	1,546	1,536	1,487	1,487	1,487	1,485	1,485	1,484	1,500	1,506
	前月との比較	-15	-10	-49	0	0	-2	0	-1	16	6
	R 1.3 との比較	-15	-25	-74	-74	-74	-76	-76	-77	-61	-55
熊本	現存数	2,349	2,355	2,322	2,326	2,331	2,342	2,344	2,360	2,382	2,383
	前月との比較	-7	6	-33	4	5	11	2	16	22	1
	R 2.3 との比較	-7	-1	-34	-30	-25	-14	-12	4	26	27
大分	現存数	1,503	1,497	1,490	1,489	1,489	1,482	1,465	1,463	1,465	1,473
	前月との比較	-36	-6	-7	-1	0	-7	-17	-2	2	8
	R 2.3 との比較	-36	-42	-49	-50	-50	-57	-74	-76	-74	-66
宮崎	現存数	2,229	2,213	2,191	2,195	2,206	2,202	2,188	2,182	2,166	2,164
	前月との比較	20	-16	-22	4	11	-4	-14	-6	-16	-2
	R 2.3 との比較	20	4	-18	-14	-3	-7	-21	-27	-43	-45
鹿児島	現存数	1,670	1,669	1,660	1,667	1,674	1,670	1,670	1,669	1,671	1,670
	前月との比較	1	-1	-9	7	7	-4	0	-1	2	-1
	R 2.3 との比較	1	0	-9	-2	5	1	1	0	2	1
沖縄	現存数	1,250	1,240	1,241	1,241	1,238	1,236	1,229	1,223	1,215	1,182
	前月との比較	-3	-10	1	0	-3	-2	-7	-6	-8	-33
	R 2.3 との比較	-3	-13	-12	-12	-15	-17	-24	-30	-38	-71
計	現存数	16,722	16,582	16,436	16,440	16,458	16,424	16,383	16,389	16,411	16,367
	前月との比較	-110	-140	-146	4	18	-34	-41	6	22	-44
	R 2.3 との比較	-110	-250	-396	-392	-374	-408	-449	-443	-421	-465

職域型年金委員数の推移 (県内年金事務所別)

	長崎南	長崎北	佐世保	諫早	県計
R 2.3	331	389	382	459	1,561
R 3.3	346	377	349	434	1,506
増減	15	-12	-33	-25	-55

地域型年金委員数の推移

		R2.4~6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3
福岡	現存数	67	68	68	68	67	67	68	69	66	65
	前月との比較	-2	1	0	0	-1	0	1	1	-3	-1
	R 2.3 との比較	-2	-1	-1	-1	-2	-2	-1	0	-3	-4
佐賀	現存数	60	60	60	60	62	62	62	62	63	63
	前月との比較	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0
	R 2.3 との比較	1	1	1	1	3	3	3	3	4	4
長崎	現存数	94	94	91	91	91	92	91	91	91	91
	前月との比較	0	0	-3	0	0	1	-1	0	0	0
	R 2.3 との比較	0	0	-3	-3	-3	-2	-3	-3	-3	-3
熊本	現存数	75	79	80	87	88	88	89	90	90	90
	前月との比較	4	4	1	7	1	0	1	1	0	0
	R 2.3 との比較	4	8	9	16	17	17	18	19	19	19
大分	現存数	40	40	40	40	40	41	41	41	41	41
	前月との比較	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	R 2.3 との比較	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
宮崎	現存数	100	121	121	121	121	120	121	129	128	128
	前月との比較	6	21	0	0	0	-1	1	8	-1	0
	R 2.3 との比較	6	27	27	27	27	26	27	35	34	34
鹿児島	現存数	238	238	237	238	237	237	237	237	235	235
	前月との比較	0	0	-1	1	-1	0	0	0	-2	0
	R 2.3 との比較	0	0	-1	0	-1	-1	-1	-1	-3	-3
沖縄	現存数	47	47	47	47	45	42	42	42	42	45
	前月との比較	0	0	0	0	-2	-3	0	0	0	3
	R 2.3 との比較	0	0	0	0	-2	-5	-5	-5	-5	-2
計	現存数	721	747	744	752	751	749	751	761	756	758
	前月との比較	9	26	-3	8	-1	-2	2	10	-5	2
	R 2.3 との比較	9	35	32	40	39	37	39	49	44	46

地域型年金委員数の推移（県内年金事務所別）

	長崎南	長崎北	佐世保	諫早	県計
R 2.3	32	29	12	21	94
R 3.3	33	27	12	19	91
増減	1	-2	0	-2	-3

(6) 令和2年度 長崎県内年金セミナー開催実績一覧表

【大学、短大等】

管轄年金事務所	名称	年金セミナー事業			
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
佐世保	長崎県立大学 佐世保校				
	長崎国際大学				
	佐世保工業高等専門学校				
	長崎短期大学				
諫 早	長崎ウエスレヤン大学				
長崎北	長崎大学 (教育学部大学院)				
	長崎大学 (教育学部)		(2回)		
	長崎大学 (歯学部)				
	長崎大学 (経済学部)				
	放送大学長崎学習センター				
	長崎県立大学 シーボルト校				
	長崎外国語大学				○(R3.1月学校開催)
	長崎純心大学	(2回)			○(R3年度.9月予定)
長崎南	長崎総合科学大学				○(オリエンテーション)
	活水女子大学				
	長崎女子短期大学				
18校		10校(11回)	5校(6回)	3校(3回)	0校(0回)

【専門学校】

管轄年金事務所	名 称	年金セミナー事業			
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
佐世保	佐世保市立看護専門学校				○
	専門学校させば公務員オブビジネス				○
	佐世保市医師会看護専門学校				
	九州文化学園歯科衛生士学院				○
	九州文化学園調理師専門学校				
	佐世保美容専門学校				
	こころ医療福祉専門学校佐世保校				
	長崎県立佐世保高等技術専門校				○(自動車整備科、商業デザイン科実施)
	専門学校公務員ゼミナル佐世保校				
諫 早	島原市医師会看護学校				○
	長崎県央看護学校				○(R3年4月又は12月予定)
	長崎リハビリテーション学院				
	長崎歯科技術専門学校				
	大村看護高等専修学校				R2.3.31閉校
	専門学校長崎就職支援カレッジ				
	森家政専門学校				
	専修学校 Total Beauty College Belle Femme				R2.3.31閉校
	苑田編物和裁学院				
	長崎県立農業大学校				○
いさはやコンピューター・カレッジ					
長崎北	長崎歯科衛生士専門学校		○	○	○
	九州医学技術専門学校				
	九州調理師専門学校				
	エコール・ド・パティスリー長崎				
	三川女子調理師学校				
	北九州予備校長崎校				
	東洋文化服飾専門学校				
	こころ医療福祉専門学校	○ (6回)	○ (4回)	○ (2回)	
	長崎デュアルシステム専門学校				
	こころ医療福祉専門学校壱岐校				
	大学予備校長崎野田ゼミナル				
長崎県立長崎高等技術専門校				○(4専攻科にて実施)	
長崎南	長崎医療こども専門学校				
	長崎市医師会看護専門学校				
	長崎医療技術専門学校				
	長崎県美容専門学校				○
	長崎公務員専門学校				
	メロITビジネスカレッジ				
3 8 校	8 校 (1 3 回)	1 3 校 (1 6 回)	9 校 (1 0 回)	9 校 (1 3 回)	

【特別支援学校】

管轄事務所	名 称	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
佐世保	県立佐世保特別支援学校高等部 北松分教室				
	長崎県立佐世保特別支援学校			○	
諫 早	長崎県立桜が丘特別支援学校			○	
	長崎県立諫早特別支援学校				
	長崎県立島原特別支援学校 高等部				
	長崎県立希望が丘高等特別支援学校	○			○
	長崎県立 ろう学校				
	長崎県立川棚特別支援学校				
長崎北	長崎県立虹の原特別支援学校				
	長崎県立虹の原特別支援学校吉岐分校(高等部)		○		
	長崎県立虹の原特別支援学校高等部 対馬分教室				
	長崎県立鶴南特別支援学校時津分校				○(学校実施)
	長崎県立鶴南特別支援学校高等部 西彼杵分教室			○	○(学校実施)
	長崎大学教育学部附属特別支援学校				○
長崎南	長崎県立長崎特別支援学校				○
	長崎県立鶴南特別支援学校	○			○
	長崎県立佐世保特別支援学校高等部 上五島分教室	○			
	長崎県立鶴南特別支援学校五島分校(高等部)	○		○	
計 (19校)		4	8	8	6

【高等学校】

管轄年金事務所	名称	年金セミナー開催		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
佐世保	長崎県立 佐世保南高等学校			○
	長崎県立 佐世保北高等学校			
	長崎県立 佐世保西高等学校			
	長崎県立 佐世保工業高等学校			○
	長崎県立 佐世保商業高等学校			
	長崎県立 佐世保東翔高等学校			○
	長崎県立 佐世保中央高等学校	(夜間)	(夜間)	
	長崎県立 宇久高等学校			
	長崎県立 猶興館高等学校			○
	長崎県立 平戸高等学校			
	長崎県立 北松農業高等学校			
	長崎県立 松浦高等学校			○
	長崎県立 北松西高等学校			
	長崎県立 鹿町工業高等学校			
	長崎県立 清峰高等学校		○	
	九州文化学園高等学校			
	西海学園高等学校			
	久田学園佐世保女子高等学校			
	聖和女子学院高等学校			○
	佐世保実業高等学校			○
諫早	長崎県立 島原高等学校			○
	長崎県立 島原農業高等学校			
	長崎県立 島原工業高等学校			○
	長崎県立 島原商業高等学校			○
	長崎県立 諫早高等学校			
	長崎県立 諫早農業高等学校			
	長崎県立 諫早商業高等学校			○
	長崎県立 諫早東高等学校			
	長崎県立 西陵高等学校			
	長崎県立 大村高等学校			
	長崎県立 大村城南高等学校			
	長崎県立 大村工業高等学校			
	長崎県立 国見高等学校			○
	長崎県立 小浜高等学校			
	長崎県立 口加高等学校			
	長崎県立 島原翔南高等学校			
	長崎県立 川棚高等学校			○
	長崎県立 波佐見高等学校			
	鎮西学院高等学校			
	長崎日本大学高等学校			
	創成館高等学校			
	向陽高等学校			
	島原中央高等学校			

【高等学校】

管轄年金事務所	名称	年金セミナー開催		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
長崎北	長崎県立 長崎西高等学校			
	長崎県立 長崎北高等学校			
	長崎県立 長崎北陽台高等学校		○	○
	長崎県立 長崎工業高等学校			
	長崎県立 長崎明誠高等学校		○	○
	長崎市立 長崎商業高等学校		○	○
	長崎県立 対馬高等学校		○	
	長崎県立 上対馬高等学校		×(天候不良)	○
	長崎県立 豊玉高等学校		○	○
	長崎県立 壱岐高等学校			
	長崎県立 壱岐商業高等学校			
	長崎県立 大崎高等学校		○	
	長崎県立 西彼杵高等学校		○	
	長崎県立 西彼農業高等学校		○	
	活水高等学校			
	純心女子高等学校			
	長崎南山高等学校			(1年、2年実施)
	青雲高等学校			
	精道三川台高等学校			学校側で実施済
	長崎南	長崎県立 長崎東高等学校		
長崎県立 長崎南高等学校				
長崎県立 長崎鶴洋高等学校				
長崎県立 鳴滝高等学校		(昼間)	○	○(昼間)
長崎県立 五島高等学校		(定時) ×(普通)	○(普通) ○(定時)	○(普通) ○(定時)
長崎県立 五島南高等学校			○	○
長崎県立 五島海陽高等学校			○	○
長崎県立 奈留高等学校			○	○
長崎県立 上五島高等学校			○	○
長崎県立 中五島高等学校			○	○
海星高等学校			○	
長崎女子高等学校			○	○
瓊浦高等学校			○	
聖母の騎士高等学校				
長崎玉成高等学校				
長崎女子商業高等学校				
長崎総合科学大学附属高等学校				
こころ未来高等学校				
80校(公立57校・私立23校)		49	37	33